

道運車両法改正案の衆院付帯決議

道路運送車両法改正案に対する衆院国土交通委員会の付帯決議（7項目、5月8日）の概要は次の通り。

▼1面参照

◇

1 自動運転に対する社会受容性を高めるため、国は自動運転車に対する国民の理解・安心感の向上に努める取り組みを着実に推進する。

2 これまで予測し得なかった自動運転技術に起因する新たな事故の原因究明と再発防止を迅速かつ適確に行うため、自動運行装置の作動状況、運転者の状況などの記録を収集し、有効に活用できるように国で必要な措置を講じるとともに、国際基準策定に係る動向を

踏まえつつ、サイバーセキュリティの確保に向けて必要な措置を講じる。

3 自動車事故の原因究明に資するため、ドライブレコーダーなどの車外映像や運転者の操作状況の記録装置の設置率の向上に向けた取り組みを着実に推進する。

4 自動車の検査に必要な技術情報の管理に関する事務を自動車技術総合機構に行わせるに当たっては、指定自動車整備事業者などで電子的な検査が確実に行われる環境が確保されるように指導する。

5 分解整備の範囲拡大に当たっては、自動車整備士の養成、研修の充実を図り、自動車整備要員の確保

と整備技術の向上に遺憾なきを期する。

6 機構が行う自動運行装置などの複雑なプログラムにより作動する電子制御装置とサイバーセキュリティに関する基準適合性審査や、不具合情報に基づく技術的な検証をはじめ、急速に進化する世界最先端の自動車技術に後追いとならず迅速に対応した審査などを適確に実施するために必要な体制の整備に万全を期す。

7 自動車製作者などでの完成検査の不適切な取り扱いを根絶するため、本法により創設される是正命令措置などを必要に応じて実施することに加え、効果的な監査の実施などにより、自動車の型式指定制度の適正な運用に努める。